

宮古市告示 207 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画図書又はその写しを公衆の縦覧に供する。

平成 24 年 12 月 28 日

宮古市長 山 本 正 徳



1 都市計画の種類（名称）

市街地開発事業 土地区画整理事業（鍬ヶ崎地区土地区画整理事業）

2 都市計画を決定する土地の区域

宮古市光岸地、宮古乙第一地割、臨港通、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎仲町、鍬ヶ崎下町、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町及び港町の各一部（別紙図面のとおり）

3 縦覧場所

宮古市役所（本庁舎）5 階 都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

計 画 書

宮古都市計画土地区画整理事業の決定（宮古市決定）

宮古都市計画鉾ヶ崎地区土地区画整理事業を次のとおり決定する。

名 称	鉾ヶ崎地区土地区画整理事業	
面 積	約24.9ha	
公共施設の配置	道 路	地区内の幹線道路を南北に配置し、地区内外を連絡する骨格的道路網の形成を図る。 区画道路を適切に配置することにより、商業地及び住宅地における安全かつ系統的な道路網の形成を図るとともに、産業用地内における円滑な交通流動の確保を図る。
	公園及び緑地	公園は、地区内における誘致距離を考慮して配置し、地区面積の3%以上を確保する。
	宅地の整備	地区東側に産業系の土地利用を配置し、水産加工施設等の集積による水産業の活性化を図る。 地区西側には商業系、住居系の土地利用を配置し、安全で利便性が高い居住環境の形成を図る。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた鉾ヶ崎地区の早期復興を図るため、本案のとおり決定するものである。

理 由 書

鍬ヶ崎地区は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波により住宅や工場が破壊・流失するなど壊滅的な被害を被っている。

本事業の実施により、道路、公園等の公共施設の整備改善を図るとともに、安心・安全に暮らすことができる良好で健全な市街地を整備し、鍬ヶ崎地区の早期復興を図るため、本案のとおり土地区画整理事業を決定するものである。